検討事項1 - 7

[ADR 等に係る規律 (手続・組織運営等に関する規律)]

(前注1)検討事項1 - 7において、「ADR機関」とは ADR(仲裁を含む。)の手続を反復・継続して提供する法人その他の団体(国や地方公共団体を含む。)を、「相談機関」とは相談(苦情処理)の手続を反復・継続して提供する法人その他の団体(国や地方公共団体を含む。)を念頭に置いている。

(前注2)検討事項1 - 7においては、検討事項1 - 6と同様、<u>検討事項1 - 5の論点1</u>を踏まえ、基本的に、幅広いADRを対象に規律を設定することの適否を検討するという観点から論点を設定し、留意事項を記載している。

同様の規律であっても、一定の ADR を対象に、法的効果等(訴訟手続との連携、時効中断効、執行力)の付与のための要件(仮に、認定 ADR を対象に法的効果等を付与するものとした場合には、認定基準)として設けようとする場合には、規律を設定することの適否、内容、適用の任意性、義務違反の効果に関する結論も異なって〈る可能性がある。

1. 利用者の選択機会の確保に関する規律

(ADR 機関の情報提供義務)

[論点1]

ADR機関は、その機関が提供するADRを利用しようとする者(利用者)に対し、利用者が自己の関係する紛争の解決にその ADR が適しているかどうかを判断するために必要となる情報を適切な方法により提供するよう努めなければならないものとすることについて、どう考えるか。

(留意事項)

(1)規律の内容

(総論)

国民が多様な ADR 機関・手続等を多様な観点から比較対照し、自らに適した ADR 機関・手続等を主体的に選択できるようにするとともに、利用者の選択・評価を通じて ADR の質的向上を確保していくためには、ADR 機関から、利用者の選択に資する情報が一般に入手可能な方法で提供されることが望ましい。

ところで、消費者行政の分野においては、消費者が経済的損失を被ることを防止する目的から、商品や役務の品質に関するありのままの情報を消費者に提供する義務(品質内容表示義務)を製造・販売業者等に課して、消費者にその商品等の選択のよりどころを与え、また、その商品等に即した合理的な使用を可能にしようとする規制が設けられることが

ある。

ADR については、一律的な基準でその質の良否を判断することは難しく、その良否(適否)の判断は利用者の決定に委ねられるべきものと考えられるので、品質内容表示に関する考え方も参考に、利用者保護の観点から、ADR 機関にこのような義務を課することも妥当性を有するのではないか。

(情報の内容・提供方法)

利用者の ADR 選択に資する情報としては、 取り扱う紛争分野、利用できる ADR の種類・手続、主な解決結果の概要、利用費用等の一般情報、 機関の運営主体、財政基盤等の組織運営情報、 主宰者候補者の専門性、主宰者歴等の主宰者情報等が考えられる。ただし、個人情報や企業秘密の保護等に関する諸制度との調整や情報提供に伴う ADR 機関の負担等も勘案する必要がある。

また、提供方法としては、機関の窓口における閲覧のほか、インターネットの利用等も想定される。

(2)規律の性格

情報提供義務を設ける場合、義務の履行を確保するため、情報提供すべき事項や提供方法を具体的に法令上規定し、違反に対して機関名公表等のサンクションを課することも考えられる。

しかし、ADR の揺籃期にあるとも考えられるわが国ではかえって ADR 機関の活動を萎縮させる懸念もあること等を踏まえると、いわゆる努力義務にとどめることが適当ではないか。

なお、仮に義務違反に対するサンクションを設けようとするのであれば、提供すべき情報の内容や提供方法も具体的に定める必要があろうが、多様なADRの実態を踏まえると、一律の基準を定めることは困難ではないか。

(参考法令等)

家庭用品品質表示法

第4条 経済産業大臣は、前条の規定により告示された同条第一号に掲げる事項(以下「表示事項」という。)を表示せず、又は同条の規定により告示された同条第二号に掲げる事項(以下「遵守事項」という。)を遵守しない製造業者、販売業者又は表示業者があるときは、当該製造業者、販売業者又は表示業者に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

経済産業大臣は、前項の指示に従わない製造業者、販売業者又は表示業者があるときは、その旨を公表することができる。

第 5 条 経済産業大臣は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、経済産業省令で、製造業者、販売業者又は表示業者に対し、当該家庭用品に係る表示事項について表示をする場合には、当該表示事項に係る遵守事項に

従つてすべきことを命ずることができる。

- 第 6 条 経済産業大臣は、生活必需品又はその原料若しくは材料たる家庭用品について、表示事項が表示されていないものが広く販売されており、これを放置しては一般消費者の利益を著しく害すると認めるときは、政令で定めるところにより、経済産業省令で、製造業者又は販売業者に対し、当該家庭用品に係る表示事項を表示したものでなければ販売し、又は販売のために陳列してはならないことを命ずることができる。
- 第7条 経済産業大臣は、前条第一項に規定する場合において、製造業者、販売業者又は表示業者によっては当該家庭用品に係る表示事項を適正に表示することが著しく困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、経済産業省令で、製造業者又は販売業者に対し、当該家庭用品については、経済産業大臣が表示事項を表示したものでなければ販売し、又は販売のために陳列してはならないことを命ずることができる。
- 第19条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、製造業者、販売業者若しくは表示業者から報告を徴し、又はその職員に、これらの者の工場、事業場、店舗、営業所、事務所若しくは倉庫に立ち入り、家庭用品、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 第 21 条 第五条から第七条までの規定による命令又は第八条第五項の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。
- 第22条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。
 - 二 第十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - 三 第十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

- 第19条の8 農林水産大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図り一般消費者の選択に資するため、農林物資のうち飲食料品(生産の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められるものを除く。)の品質に関する表示について、農林水産省令で定める区分ごとに、次に掲げる事項(略)のうち必要な事項につき、その製造業者又は販売業者が守るべき基準を定めなければならない。
- 第 19 条の 9 農林水産大臣は、前条第一項若しくは第二項の規定により定められた同条第一項第一号に掲げる事項(以下「表示事項」という。)を表示せず、又は同項若しくは同条第二項の規定により定められた同条第一項第二号に掲げる事項(以下「遵守事項」という。)を遵守しない製造業者又は販売業者があるときは、当該製造業者又は販売業者に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

農林水産大臣は、前条第三項の規定により定められた品質に関する表示の基準を守らない製造業者又は販売業者があるときは、当該製造業者又は販売業者に対し、その基準を守るべき旨の指示をすることができる。

農林水産大臣は、前二項の指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第20条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定製造業者若しくは認定生産行程管理者、認定小分け業者、認定輸入業者、第十九条の八第一項から第三項までの規定に

より品質に関する表示の基準が定められている農林物資の製造業者若しくは販売業者若しくは指定農林物資の生産業者、販売業者若しくは輸入業者に対し、その格付(格付の表示を含む。以下この項及び次条第一項において同じ。)、品質に関する表示若しくは指定農林物資に係る名称の表示に関し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、格付、品質に関する表示若しくは指定農林物資に係る名称の表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
 - 八 第十九条の九第三項の規定による命令に違反した者
- 第24条の3次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
 - 四 第二十条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは第二十 条の二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

社会福祉法

第75条 社会福祉事業の経営者は、福祉サービス(社会福祉事業において提供されるものに限る。 以下この節及び次節において同じ。)を利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用すること ができるように、その経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行うよう努めなければならない。

2. 手続の公正性の確保・向上に関する規律

(前注)2の論点に関しては、司法型・行政型 ADR については、公布されている法令において手続等が規定されていることから、適用対象とする必要はないものと考えられる。

(ADR 機関の規則等の事前説明義務)

[論点2 - 1]

ADR 機関は、利用者の依頼に応じてサービスを提供しようとするときは、利用者に対し、利用者が依頼しようとする ADR に適用される機関規則その他の重要な事項を説明しなければならないものとすることについて、どう考えるか。

(留意事項)

(1)規律の内容

(総論)

ADR を利用する際の利用者の安心感を高めるとともに、ADR を利用したことによる二次的被害の発生を防止するためには、ADR 機関の利用を決定する際に、その ADR 機関の利用に伴いどのような権利義務が発生し、どのようなルールの下に手続が進行することになるのかという点について、利用者が十分に理解する機会が与えられることが望ましい。

(説明事項·方法)

ADR の利用者の第二次的被害等を防ぐため契約前に説明されるべき重要事項として

は、契約を締結することによって利用者が受けられるサービスや服することとなる諸条件 (機関の定める規則(組織運営に関する規則、手続に関する規則、主宰者に関する規則 等)のほか、明文化されていない事実上の規則も含む。)、及び、機関を利用することにより適用され、重要な権利義務が発生することとなる法令等が考えられる。

また、必要に応じて書面を交付しなければならないこととすることも考えられる。

(2)規律の性格

規定を設ける場合、その目的が利用者の二次的被害を防止すること等にあることにかんがみると、義務違反の場合には、少なくとも、私法上の効力として損害賠償責任が発生するものと位置づけることが適当ではないか。

なお、消費者行政の分野においては、消費者契約法において、事業者に対し、消費者契約の締結の勧誘に際して、契約内容等についての必要な情報提供の義務(努力義務)を設けている(義務違反を理由として契約の取消や損害賠償責任といった私法上の効力は発生しない。)。ADR機関と利用者との間での利用契約が消費者契約(消費者と事業者との間で締結される契約)とされる場合には、消費者契約法の規定が適用されることとなるので、規律の性格を努力義務と位置づけた場合には、少なくとも ADR 機関と消費者たる利用者との関係については、あえて ADR に関する契約に固有の規定を設ける必要性は低くなる。

(参考法令等)

消費者契約法

第3条 事業者は、消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものになるよう配慮するとともに、消費者契約の締結について勧誘をするに際しては、消費者の理解を深めるために、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供するよう努めなければならない。

旅行業法

- 第12条の4 旅行業者等は、旅行業務に関し旅行者と契約を締結しようとするときは、旅行者が依頼 しようとする旅行業務の内容を確認した上、国土交通省令で定めるところにより、その取引の条件 について旅行者に説明しなければならない。
- (注)国土交通省令では、説明すべき取引の条件として、主催者名、旅行目的地・日程、旅行者が支払うべき対価の額、対価により提供されるサービス内容、対価に含まれない経費、契約の申込方法・契約の成立に関する事項、契約の変更・解除に関する事項、責任・免責に関する事項、損害の補償に関する事項等が規定されている。

(ADR 機関の規則制定義務)

[論点2 - 2]

ADR 機関に一定の事項に関する規則制定義務を課するべきとの考え方もあるが、 法的効果付与等の要件(又は認定基準)として求めることは留保するとしても、すべて のADR機関を対象とした規律として設けることについては、慎重な検討を要するので はないか。

(留意事項)

ADR機関が提供するADR(手続)や機関の組織運営について、その多様性を維持しつつ、公正性の確保・向上を図るため、各ADR機関の制定する機関規則にその役割を期待することが考えられるが、これを義務化し、ADR機関は規則を制定しなければならないこととすることが考えられる。

(注)機関規則として規定されることが想定される事項は、今後の検討にもよるが、例えば、以下のようなものが考えられる。

手続に関する規則・・・受け付ける紛争の種類、提供する手続類型、主宰者の選任手続、標準的な処理手続・期間、記録の作成・保存、非公開性、代理人の選任手続、手続過程の情報の取扱い、秘密保持に関する事項等

主宰者に関する規則・・・主宰者が備えるべき資格・能力、受講すべき研修等

組織運営に関する規則・・・利用者から徴収する費用・報酬の算定方法、情報提供の基準・方法等

この場合、規則制定を義務付ける趣旨にかんがみると、内容を問わず規則制定を義務付けることは適当ではなく、規則を制定すべき事項を法令で示した上、国がその規則内容をチェックし、手続等の公正性の観点から問題があると認められる場合には、是正を促す仕組みを整える必要があると考えられる。

しかし、例えばあらかじめ手続を規則化しないことを特色と位置づける ADR 機関も想定されることにかんがみると、一律に規則制定を求めることは、ADR の信頼性確保に資する一方で、ADR の多様性を損なうおそれもあることから、少なくとも、すべての ADR 機関を対象とする規律として義務を設けることには慎重であるべきではないか。

3.手続の円滑な進行の確保に関する規律

(調整型 ADR の手続過程で得られた情報の利用制限)

[論点3 - 1]

調整型 ADR の手続過程で得られた情報の訴訟手続等における利用に関し、利用を制限することを原則とするデフォルト・ルールを置く必要があると考えるか。

また、デフォルト・ルールを置くこととする場合には、調整型 ADR により紛争を解決することに合意したという事実をもって、 証拠制限契約*を締結したという事実を推定する、又は、 証拠制限契約を締結する意思表示をしたものと推定する、ものとすることが考えられるのではないか。

- * この場合は、一方当事者が手続過程で開示した一定の情報を他方当事者が訴訟手続又は仲裁手続においても利用しないことを約する契約
- (注)調整型 ADR により紛争を解決することに当事者間の同意がある場合のデフォルト・ルールとして設けることを検討するものであるから、当事者間の同意の有無に関わらず手続が開始される ADR(民事調停等)には適用されない。

(留意事項)

(1)規律の必要性

調整型 ADR において和解をより形成しやすくするためには、当事者に、手続の過程の情報がその意思に反して訴訟を含む裁断型手続に利用されないという保障を与えることが有効であり、そのために、「調整型 ADR の手続過程で和解を調達するために提示された情報の裁断型手続における利用を制限することを原則とする」旨の規定を設けることが考えられる。

調整型 ADR の過程で得られた情報の訴訟手続等における取扱いの問題は、通常、和解が不調に終わった調整型 ADR の手続終了後に生ずる問題であり、ADR の手続過程において当事者間で情報利用に関する協議が行われるとは限らないこと、一方当事者の意に反して他方当事者が情報を利用した場合には、当事者は回復不能の損害を受ける可能性もあることを踏まえると、情報利用の制限を全面的に当事者自治に委ねることについては、問題が残る。また、UNCITRAL 国際商事調停モデル法にも、そのような考え方に立った規定が置かれている。

他方で、調整型 ADR の過程で得られた情報の利用制限については、 制限・不制限のいずれを原則とするかにつき、なお検討を要するのではないか、 少なくとも訴訟手続に関する限り、調整型ADRの過程で得られた情報が主張されたり、立証に用いられたりした場合には、裁判官としては、そのようなものとしての位置付けの下に証拠価値等を評価することとなるので、あえてデフォルト・ルールを設けて利用を制限する必要はないのではないか、 当事者自治をより尊重し、ADR 機関又は主宰者に対し、手続開始前に情報利用の制限の有無につき当事者間で十分な協議を行うべき旨の教示義務を規定することで

十分ではないか、といった考え方もあることに留意する必要がある。

(2)規律の内容(規律を必要とする場合)

(制限の方法・効果)

民事訴訟法は、証拠方法の選択及び証拠の証明力の評価について、法律上何らの拘束も設けず裁判官の自由な判断に委ねるという自由心証主義を採用している。

このような民事訴訟手続の原則を踏まえると、デフォルト・ルールを設けることとする場合でも、利用制限の効果を「証拠能力の否定」に求めることは適当でなく、調整型 ADR により紛争を解決することに合意したという事実をもって、

証拠制限契約の締結という事実があるものと法律上推定し、又は

証拠制限契約を締結する意思表示をしたものと推定し、

「当事者間の契約に基づいて、調整型 ADR の手続過程で得られた一定の情報を証拠として利用すること(=自己に有利な事実上の主張を立証するために利用すること)が制限される」こととなるものとする(証拠制限契約に反する証拠の申出は、不適法として却下されることとなるものと考えられる。)ことが適当ではないか。

この場合、 のような考え方に立てば、証拠制限契約の成立という法律上の推定は、証拠制限契約の不成立を主張する側が、訴訟手続等において、証拠の利用を制限する旨の合意がないこと((a)証拠の利用を制限しない合意があること、(b)証拠の利用を制限することにつき異議を留めていたこと、又は、(c)証拠の利用制限に関し何らの協議も行われなかったこと)を主張・立証することによって覆されることとなる。また、 のような考え方に立てば、証拠制限契約を締結するという意思推定は、証拠制限契約の不成立を主張する側が、訴訟手続等において、証拠制限契約を締結しないという意思表示がされていたこと(上記の(a)又は(b))を主張・立証することによって覆されることとなる。

(情報の種類)

上記のような利用制限の対象となる情報の種類については、一方当事者が自らに不利な主張を行っていたこと、自らに不利な証拠を提出していたこと、または和解案に対して示した態度等が考えられるが、規定を設ける場合には、UNCITRAL 国際商事調停モデル法の規定等を参考としつつ、さらに検討を要する。

(3)規律の性格(規律を必要とする場合)

規律を設ける趣旨を踏まえると、当事者に別段の合意がある場合(当事者間で証拠制限契約を設けないことに合意した場合、その機関を利用すると証拠制限契約に服さないとされている規則のある ADR 機関を利用することに合意した場合など)には、適用を排除することとして差し支えないものと考えられる。

なお、証拠制限契約の対象となる情報であっても、当事者間で締結された和解合意の有効性又は執行力に影響を与えるようなADR手続中の詐欺又は錯誤の立証に必要な場合等一定の事情がある場合には、このような契約に関わらず、訴訟手続等における利用

が許されるべきであり、上記(2)の、のいずれの構成をとる場合においても、規定の 適用対象からは除外される必要があると考えられる。

(参考法令等)

UNCITRAL 国際商事調停モデル法

- 第 10 条 調停手続の当事者、調停人及び調停手続の運営に関与した者を含むあらゆる第三者は、 仲裁手続、訴訟手続その他これに類する手続において、次に掲げる事項につき、これらに依拠し、 これらを証拠として提出し、又はこれらについての証言若しくは供述をしてはならない。
 - 一 当事者が行った調停手続開始の申出の事実又は当事者が調停手続への参加を望んでいなかったという事実
 - 二 当該紛争の和解案に関して当事者が調停手続において表明した意見又は行った提案
 - 三 調停手続の過程において当事者が行った陳述又は自白
 - 四 調停人が行った提案
 - 五 調停人が提示した和解案につき、当事者がこれを受諾する意思を示したという事実
 - 六 もっぱら調停手続のために準備された書面

仲裁廷、裁判所又はその他の権限ある政府機関は、本条第 1 項に定める情報の開示を命じることができない。これらの情報が本条第 1 項に違反して証拠として提出されたときは、その証拠が許容性のないものとして取り扱われなければならない。ただし、これらの情報が、法律の定めるところにより、又は、和解合意の履行若しくは執行のために必要とされる場合は、その限度において開示すること、又は、証拠として採用することができる。

本条第1項が制限する場合を除き、仲裁手続、訴訟手続又はその他の同様の手続において本来であれば許容性を有していた証拠は、調停で用いられたことのみをもって、証拠としての許容性を否定されることはない。

(調整型手続と裁断型手続における主宰者の兼任禁止)

[論点3 - 2]

当事者間に別段の合意がある場合を除き、調停人又はあっせん人は、同一の紛争 (又は関連する紛争)に関する仲裁手続において仲裁人となることができないものと する旨のデフォルト・ルールを設ける必要があると考えるか。

(留意事項)

調整型手続が不調に終った場合、調整型手続の主宰者が同一の紛争等について裁断型手続の主宰者になれるとすると、当事者は、調停が不調に終わって裁断型手続が開始されたときに、主宰者に打ち明けた秘密等が自己に不利に働く可能性をおそれて、率直な姿勢で譲歩や和解の提案等を行うことが困難となることから、同一の者が同一紛争等について調整型手続と裁断型手続の主宰者を兼ねることを、原則として禁止すべきとの考え方がある。

'逆のケースである、仲裁人が仲裁手続の過程で和解勧試をすることについては、仲裁

法案では、仲裁人が和解を勧めることが当事者に対する圧力となることの弊害を除去する 等のため、当事者双方の承諾がない場合には許されないものとしている。

したがって、上記のような趣旨及び仲裁法案との整合性を確保するため、調整型手続の主宰者は原則として同一紛争等を取り扱う裁断型手続の主宰者となることができない旨の 規定を設けることを検討する必要があるのではないか。

ただし、調停人又はあっせん人であった者を仲裁人に選任することを望まない当事者は、その者が仲裁人に選任される可能性のある仲裁契約を締結しないことによって、その目的を達することができることから、このような規定を設ける実益に乏しい面がある。また、わが国の仲裁の多くは、調停により和解が成立した後に、執行力を得る等のため、調停人を仲裁人として形式上仲裁手続に移行するものであり、このような規律を原則とすることがわが国の実態と必ずしも合っていないのではないかという問題もある。

また、今般の人事訴訟手続法の見直しに関する法制審議会の検討では、同様の観点から、家事調停に家事審判官として関与した裁判官の人事訴訟への関与について特例を設けることの是非が議論されたが、忌避制度の適切な運用により、家事調停の独自性や人事訴訟の公平らしさを十分担保することはできること、調停に関与した裁判官を制度上一律に職務の執行から排除することについては慎重な検討を要することなどから、結論として、関与に関する特則を設けないこととされている。

したがって、このような規定を設けることについては、さらに検討が必要であるし、裁判官が事件について調停に関与したときは除斥事由とはならないものとする判例(最判昭和30年3月29日)があることから、少なくとも、訴訟手続については対象とすべきではない。

なお、仮に規律を設けるとしても、当事者に別段の合意がある場合(当事者間に兼任を 許容する仲裁契約が存する場合、その機関を利用すると兼任制限に服さないとされている 規則のある ADR 機関を利用することに合意した場合など)には、適用を排除することとし て差し支えないものと考えられる。

(参考法令等)

UNCITRAL 国際商事調停モデル法

第 12 条 当事者間に別段の合意がある場合を除き、調停人は、現在若しくは過去における調停手続の対象事項たる紛争又は同一の契約あるいは法律関係もしくは関連する契約あるいは法律関係から生じた別の紛争について、仲裁人として行動することはできない。

仲裁法案

第38条 当事者双方の承諾がある場合には、仲裁廷又はその選任した一人若しくは二人以上の 仲裁人は、仲裁手続に付された民事上の紛争について、和解を試みることができる。

(調整型 ADR の手続進行の原則を定める規定の設定)

[論点3 - 3]

ADR 法において、調整型 ADR の円滑な手続進行を確保するため、調整型 ADR の手続開始から終了までの手続進行に関するデフォルト・ルールを体系的に示すべき(体系的な調停手続一般法を規定すべき)との考え方もあるが、これについては特段の規定を設けず、当事者の自治に委ねることとしてはどうか。

(留意事項)

UNCITRAL 国際商事調停モデル法が採択されたこともあり、ADR 法の制定に際し、 調整型 ADR について、同モデル法を参考に、主要な手続進行に関するルール*に関して、 当事者間の合意が得られない場合に適用される原則(デフォルト・ルール)を設けることが 望ましいとの考え方がある。

* 主宰者の数·選任方法、主宰者と当事者との連絡、交互面接の際の他方当事者への情報伝達、手続の公開·非公開等

その場合、手続進行に関するデフォルト・ルールを法令上設けることの意義としては、 手続がデッド・ロックに乗り上げることを防止する、 (主に調整型手続に関し)手続の具体 的内容をイメージできるようにする、 機関が規則を設ける場合の望ましい基準を示すこ とが挙げられる。

しかし、 の点については、仲裁のように訴権を放棄する手続にあっては、手続上の理由によりデッド・ロックに乗り上げることは許されないので主要事項につきデフォルト・ルールを設定しておく必要が認められるものの、調整型 ADR の手続にあっては、デフォルト・ルールの欠缺ゆえに手続を進行できなくとも当事者は訴訟を提起すれば足りるので、原則として、広範なデフォルト・ルールを設定する必要性は低いと考えられる。また、 及びの点については、法的効果付与の対象となる ADR に適用されるものとして規定するのであればともかく、幅広い ADR に適用されるものとして規定することは、ADR の多様性を阻害するおそれもあり、規律を設けない方が望ましいとの考え方もありうる。

したがって、特に必要とされる規律についてはともかく、原則としては、調整型 ADR の手続進行に関するデフォルト・ルールは設けないことが適当ではないか。

(当事者の手続進行への協力義務)

[論点3 - 4]

ADR(仲裁を含む。)を利用して紛争の解決を図ることに合意した当事者は、信義に従い誠実に ADR の手続を進めなければならないものとする旨の規定を設ける必要があると考えるか。

(留意事項)

民法上の信義誠実の原則(信義則)は、実体法・手続法を問わず妥当する高次の法理 念とされ、近時では、私法上の法律関係のみならず、民事訴訟法の原理としても受け入れ られ、民事訴訟法に関係規定が置かれるに至っている。

しかし、調整型であると裁断型であるとを問わず、関係者が私法上の契約関係に立つ ADR においては、特段の規定がなくとも、民法上の信義則が妥当するものと考えられることから、あえてADR法に固有の規定を設ける必要はないのではないかという考え方もあり、なお慎重な検討を要する。

なお、仮にこのような規定を置く場合には、義務違反が、ADR の手続上の行為の適法性・有効性につきどのような効果を有するのか、さらに検討が必要である。

(参考法令等)

民法

第1条 権利/行使及と義務/履行八信義二従と誠実ニ之ヲ為スコトヲ要ス

民事訴訟法

- 第2条 裁判所は、民事訴訟が公正かつ迅速に行われるように努め、当事者は、信義に従い誠実に 民事訴訟を追行しなければならない。
- (注)信義誠実訴訟追行義務によって、当事者は、行為規範として信義に従い誠実に訴訟行為をしなければならず、また、裁判規範として、信義則に違反する訴訟行為は、裁判所によって却下されるか、訴訟行為本来の効力が否定されることがあるものとされる。

UNCITRAL 国際商事調停モデル法

第 13 条 調停合意をした当事者間において、一定の期間中又は一定の合意が成就するまでの間、 現在又は将来の紛争について、仲裁手続又は訴訟手続を開始しないことが明示的に合意されたと きは、仲裁廷又は裁判所は、その合意が遵守されている間はこれに従わなければならない。・・・ (略)

4. 主宰者の資質・能力の確保・向上に関する規律

(ADR 機関の人材育成義務)

[論点4]

ADR 機関は、ADR の信頼性の向上に資するよう、ADR(仲裁を含む。)を担う人材(主宰者等)の育成に自主的かつ積極的に努めなければならないものとすることについて、どう考えるか。

(留意事項)

(1)規律の内容

自由で公正な社会を形成していく上でADRが果たすべき役割の重要性及びADRの信頼性の確保・向上を図っていく上で主宰者が果たすべき役割の重要性にかんがみると、ADR機関は、単に、競合する他の機関に対する優位性を確保するという観点からのみならず、その社会的役割を果たすという観点から、主宰者をはじめADRを担う人材の養成と資質の向上に自主的・積極的に取り組むことが求められるものと考えられる。

ADR 機関がそのような役割を有することを明確化するために、その人材育成義務を設けることが考えられるのではないか。

(2)規律の性格

人材育成の方法等の義務の具体的内容はできる限り各 ADR 機関の自主性を尊重し、 その判断に委ねることが適当と考えられるので、仮に ADR 機関の人材育成義務を設ける 場合でも、いわゆる努力義務(責務)とすることが相当ではないか。

(参考法令等)

知的財産基本法

第7条 大学等は、その活動が社会全体における知的財産の創造に資するものであることにかんがみ、人材の育成並びに研究及びその成果の普及に自主的かつ積極的に努めるものとする。

5.手続の円滑な履行の確保に関する規律

(義務履行の確保義務)

[論点5]

ADR 機関に対し、その ADR 機関の行った ADR で成立した和解又は仲裁判断に基づく義務について、その履行の確保に努める義務(不履行がある場合に履行勧告を行うこと等)を課することを必要と考えるか。

(注)一定の ADR の結果に対する執行力の付与については別途検討することとしているが、本論点は、ADR機関に対し、強制力に基づかず、ADRの結果の履行を確保するために一定の措置をとることを求めることの是非を検討するものである。

(留意事項)

紛争は合意等に基づく義務が適正に履行されて最終的に解決するものであり、特に、合意等の形成に ADR 機関が積極的に関与した場合(仲裁、裁定、調停)、適正に履行されていない状況にあるときには、ADR 機関が合意等の形成過程や権利義務の内容を当事者と同程度に承知している第三者として関与していくことが有効である場合もある。

そのため、ADR 機関に対し、例えば、権利者からの申し立てがあった場合には、ADR 機関が義務の履行状況を調査し、必要な場合には、義務者に対して勧告を行うべき旨の義務を課することも、検討すべきとの考え方がある。

しかし、 ADR 機関が履行確保のために措置をとることの必要性は取り扱う紛争の種類によって相当差異があり、多様な ADR に共通する規律として設けることは不適当ではないか、 ADR はあくまでも合意の形成等によって終了するものであり、ADR 機関が合意等の形成後まで取り扱った紛争につき相当のコストを負担をすることとなる義務を負わせることは妥当ではないのではないかといった考え方もあり、本論点については、慎重な

検討を要するのではないか。

(参考法令等)

公害紛争処理法

第 43 条の 2 中央委員会又は審査会等は、権利者の申出がある場合において、相当と認めるときは、義務者に対し、中央委員会又は当該審査会等若しくは関係連合審査会の行つた調停、仲裁又は責任裁定で定められた義務の履行に関する勧告をすることができる。この場合において、当該勧告が連合審査会の行つた調停に係るものであるときは、審査会等は、あらかじめ、他の関係審査会等と協議しなければならない。

前項の場合において、中央委員会又は審査会等は、当該義務の履行状況について、当事者に報告を求め、又は調査をすることができる。

6. その他の規律

(ADR 機関の相互協力義務)

[論点6 - 1]

ADR 機関は、ADR の健全な発展を図るため、情報提供の充実、ADR を担う人材の確保・育成等に関し、相互に協力するよう努めなければならないものとすることについて、どう考えるか。

(注)国の施策として、国は ADR 機関等の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする旨の規定を 設けることも考えられる。

(留意事項)

(1)規律の内容

検討事項1 - 3において検討したように、ADR の健全な発展は、「連携」と「競争」を通じて図られていくべきものと考えられる。

このうち、ADR機関をはじめとする関係機関間の連携の促進については、一部のADR機関を除いて利用が低調にとどまっている現状にかんがみると、利用者に対する情報提供や人材の確保・育成等の面でADR機関間の連携を促進し、ADR全体について国民の理解・認識を深めていく努力が不可欠であると考えられることから、その旨を法令上も明確化することが考えられる。

(2)規律の性格

ADR機関の相互協力義務を設ける場合、具体的な協力内容については、できる限り各ADR機関の自主性を尊重し、その判断に委ねることが適当と考えられるので、いわゆる努力義務(責務)とすることが適当ではないか。

(参考法令等)

職業安定法

第 5 条の 2 職業安定機関及び職業紹介事業者又は労働者供給事業者は、労働力の需要供給の 適正かつ円滑な調整を図るため、雇用情報の充実、労働力の需要供給の調整に係る技術の向上 等に関し、相互に協力するように努めなければならない。

知的財産基本法

第9条 国は、国、地方公共団体、大学等及び事業者が相互に連携を図りながら協力することにより、 知的財産の創造、保護及び活用の効果的な実施が図られることにかんがみ、これらの者の間の連 携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(ADR 機関の国の施策への協力義務)

[論点6 - 2]

ADR機関の国の施策への協力義務を設けるべきとの考え方もあるが、これについては、慎重に検討すべきではないか。

検討事項1 - 4において検討したように、国及び地方公共団体は、その責務として、ADR の健全な発展のため、基本理念にのっとり、国民の理解の増進、ADR 機関の自主的取組の促進、利用者のアクセス機会・選択機会の拡充、提供される手続の充実、ADRの提供体制の充実・強化等のために、必要な施策を講じていくことが求められるが、その際、具体的な施策を策定、実施していく上では、活動を担う各 ADR 機関の協力が得られなければ、所期の目的を達しえないものもあることから、法令上、ADR 機関は国又は地方公共団体が実施する施策に協力すべきことを明確化することも考えられる。

しかし、このような趣旨は、ADR の拡充・活性化の基本理念として、連携と競争を通じて ADR の健全な発展が図られるべきである旨を規定することによって十分明確になると考えられるので、あえて、ADR 機関の義務として、上記のような規律を設ける必要はないのではないか。

(参考法令等)

環境基本法

第8条 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(国民の義務)

[論点6 - 3]

国民は、民事紛争について、当事者間で自主的な解決を図ることの重要性を認識し、その実現に努めなければならない旨の規定を設けるべきとの考え方もあるが、これについては、慎重に検討すべきではないか。

(留意事項)

検討事項1 - 3において検討したように、ADR の拡充・活性化の基本理念のベースには、民事紛争については、本来的には、当事者間の合意を基礎とした自主的解決に委ねられるべきものという、民事紛争解決のあり方に関する基本的考え方がある。

そこで、ADRの健全な発展を図っていく上では、基本理念としてこのような考え方を明らかにするのみならず、国民一人一人について、私的自治の原則の下では、紛争の自主的解決を図るための努力が求められるものであることの認識を深めていく必要があり、そのための手段として、その旨を法令上明確化すべきとの考え方もある。

しかし、このような義務を設けることには、訴訟を選択する自由との関係で問題があり、 むしろ、国の責務として、民事紛争解決のあり方に関する基本的考え方につき国民の理解 を深めるよう施策を講ずべきことを規定すれば十分ではないか。

(参考法令等)

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律

第2条 個別労働関係紛争が生じたときは、当該個別労働関係紛争の当事者は、早期に、かつ、誠意をもって、自主的な解決を図るよう努めなければならない。

(その他)

[論点6-4]

上記のほかに検討すべきADRの手続・組織運営等に関する規律はあるか。

(考えられる検討事項)

- ・ 機関の役職員の守秘義務
- ・ 当事者の守秘義務
- · ADR 機関の適格性(機関の公正・中立性、機関の役員の欠格事由)

7. 相談手続への適用

[論点7]

上記1~6の各論点(紛争解決手続に固有の論点を除く。)について、相談(苦情処理)手続や相談機関の適用する場合に留意すべき点があるか。